

法曹人口政策 関連資料

 日本弁護士連合会

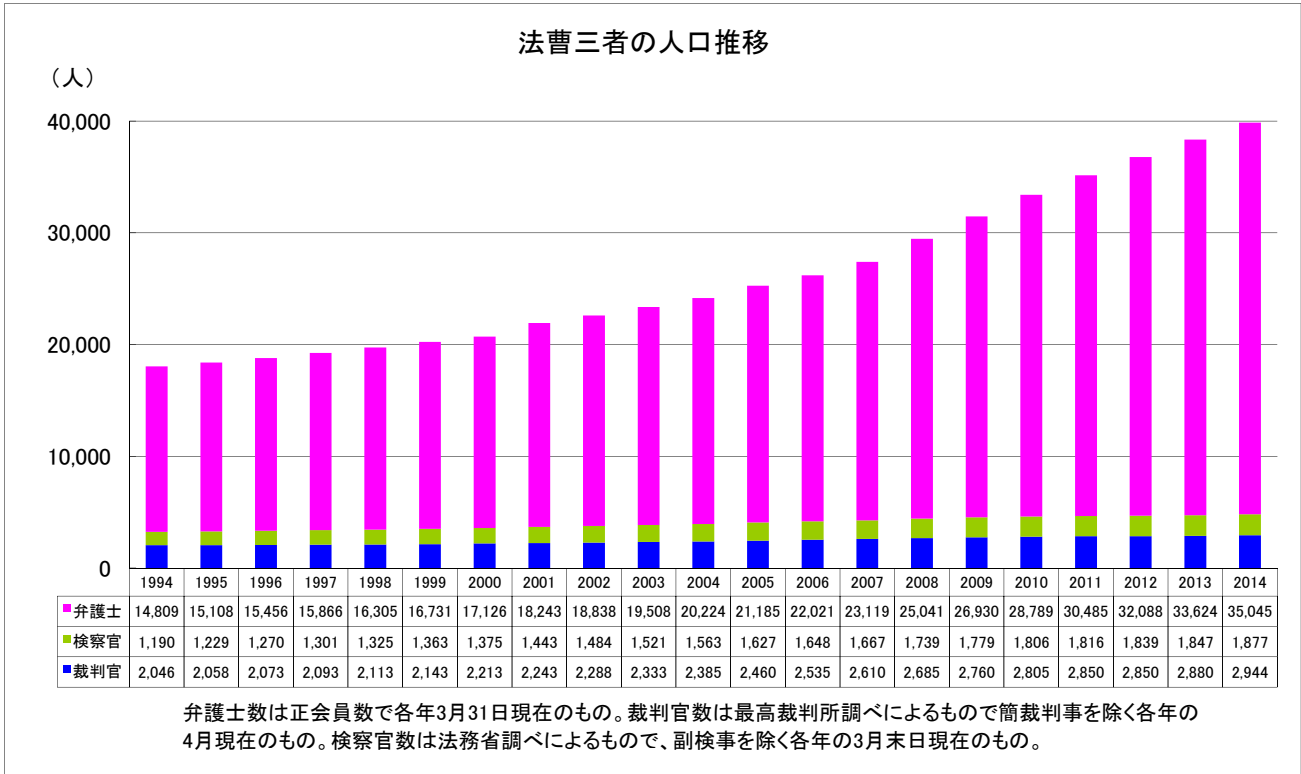
2015年3月改訂

目 次

符号	項目	頁
1	法曹人口の推移	1
2	増員に至る経緯	1
3	司法試験合格者数の推移	2
4	弁護士人口の急増	2
5	法曹養成制度の整備	3
6	二回試験不合格者の増加	3
7	法科大学院の修了認定状況	4
8	法科大学院の競争倍率	5
9	法科大学院の定員と入学者数	5
10	法曹志望者の減少	6
11	経験年数での弁護士人口構造の変化	7
12	未登録者数の推移	8
13	参考－公認会計士試験の合格者数	9
14	法廷実務に対する需要	10
15	地裁民事第一審通常訴訟事件の動向	11
16	法律相談件数	11
17	組織内弁護士に対する需要	12
18	企業の組織内弁護士に対するニーズ	12
19	地方自治体の弁護士需要	13
20	法曹人口と隣接士業の存在	14
21	弁護士ゼロ・ワン地域の解消	15
22	刑事弁護	17
23	当番弁護士・刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添援助	18
24	民事法律扶助	19
25	司法予算の拡大を	20
26	増員のさらなるペースダウン(シミュレーション)	21

1 法曹人口の推移

法曹三者の総人口は、徐々に増加し、2000年頃には約2万人となり、その後、2014年までの14年間で約4万人とほぼ倍増となりました。ただし、法曹三者のうち裁判官・検察官の増員ペースは緩やかであるのに対し、弁護士だけが急増してきました。2014年3月末日現在の弁護士数は、3万5045人に達しています。



【弁護士白書2014による】

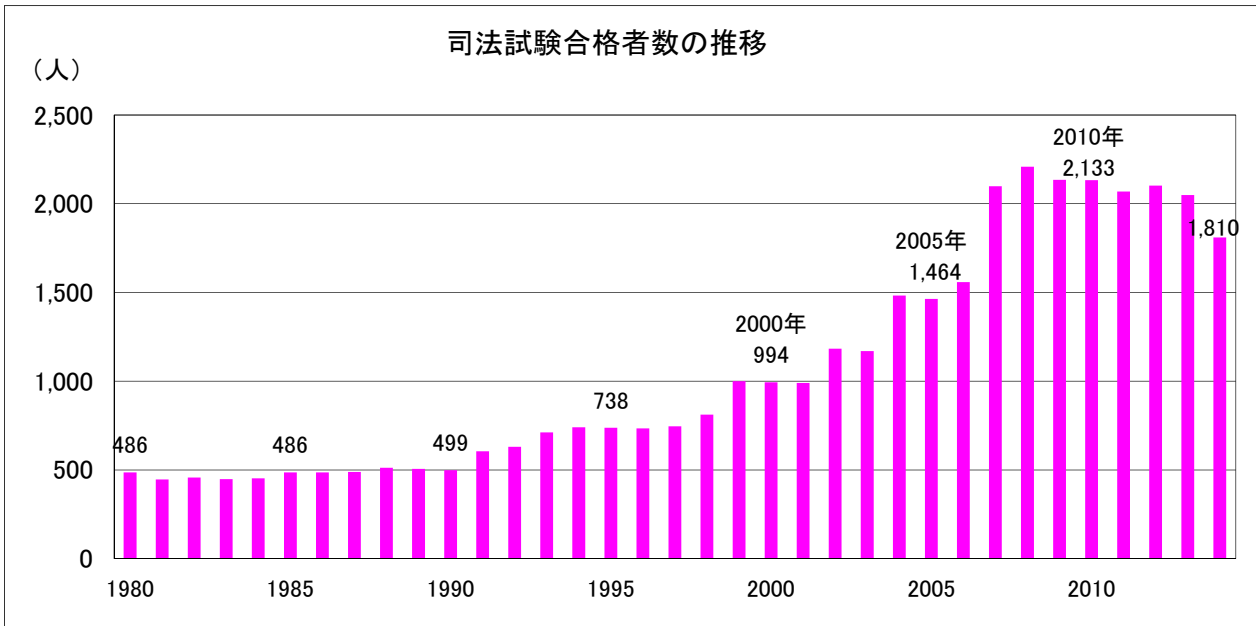
2 増員に至る経緯

法曹人口の増加は、下記の意見書に基づく閣議決定の増員計画によるものです。

2001.6.12	司法制度改革審議会意見書
	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、平成16(2004)年には合格者数1,500人達成を目指すべきである。 ● 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべきである。 ● このような法曹人口増加の経過により、おおむね平成30(2018)年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することが見込まれる。
2002.3.19	司法制度改革推進計画(閣議決定)
	<p>現在の法曹人口が、我が国社会の法的需要に十分に対応することができていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを旨とする。</p>

3 司法試験合格者数の推移

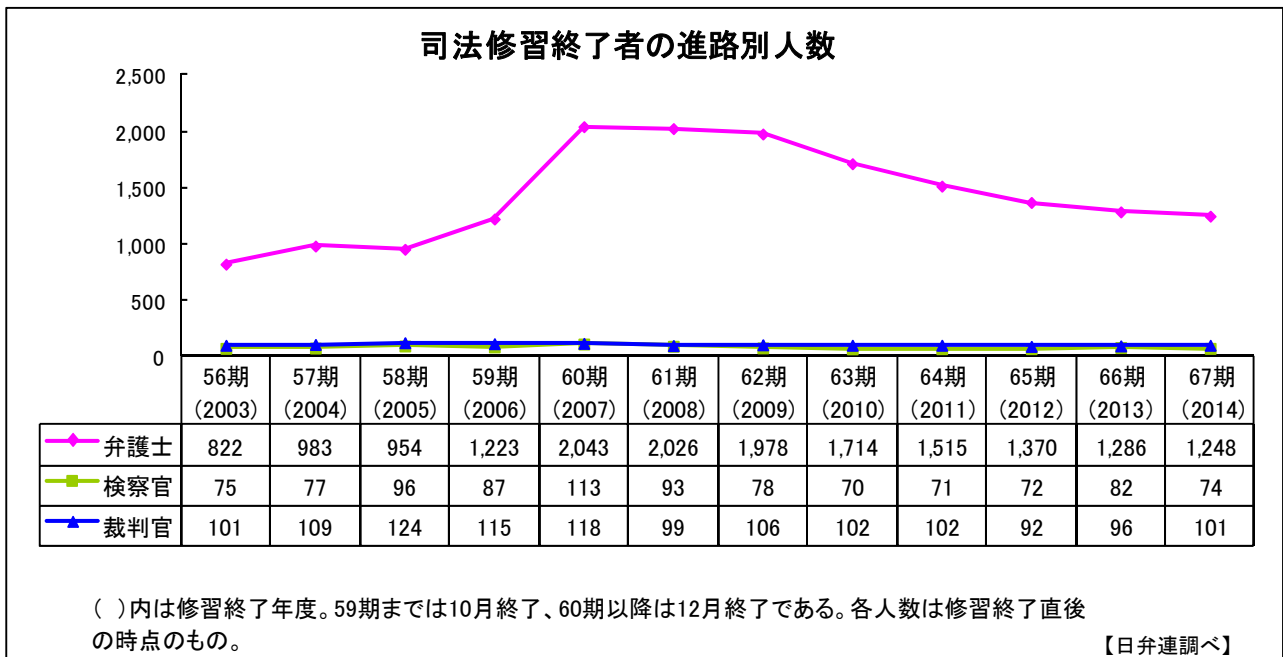
司法試験合格者数は、1990年までは500人前後を推移していましたが、1991年以降約600人、1993年以降約700人、1999年以降約1,000人、2002年以降約1,200人、2004年以降約1,500人、2007年以降約2,000～2,200人と急増してきました。しかし、2014年は1,810人に減少し、8年ぶりに2,000人を下回りました。



【法務省公表資料による】

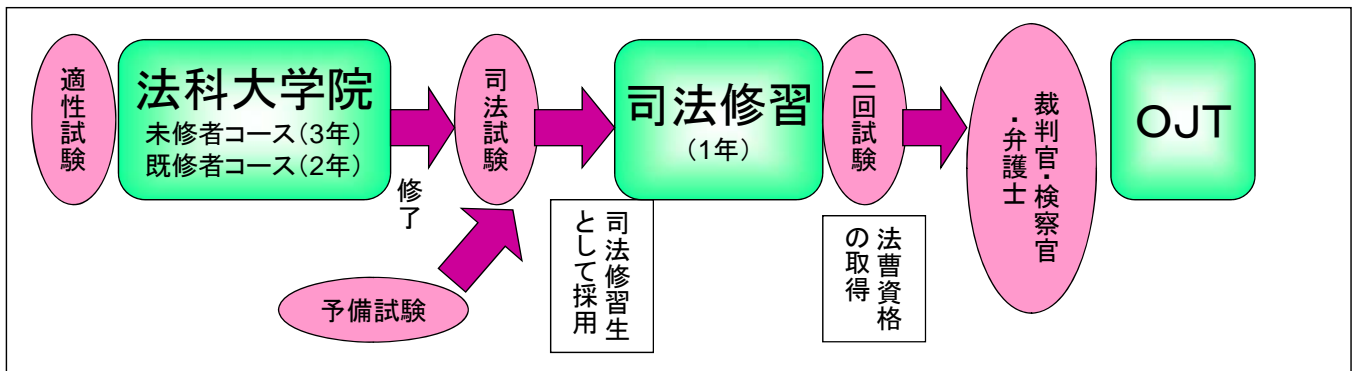
4 弁護士人口の急増

司法試験合格者数の急増は、もっぱら弁護士人口の急増に結びついているというのが現状です。



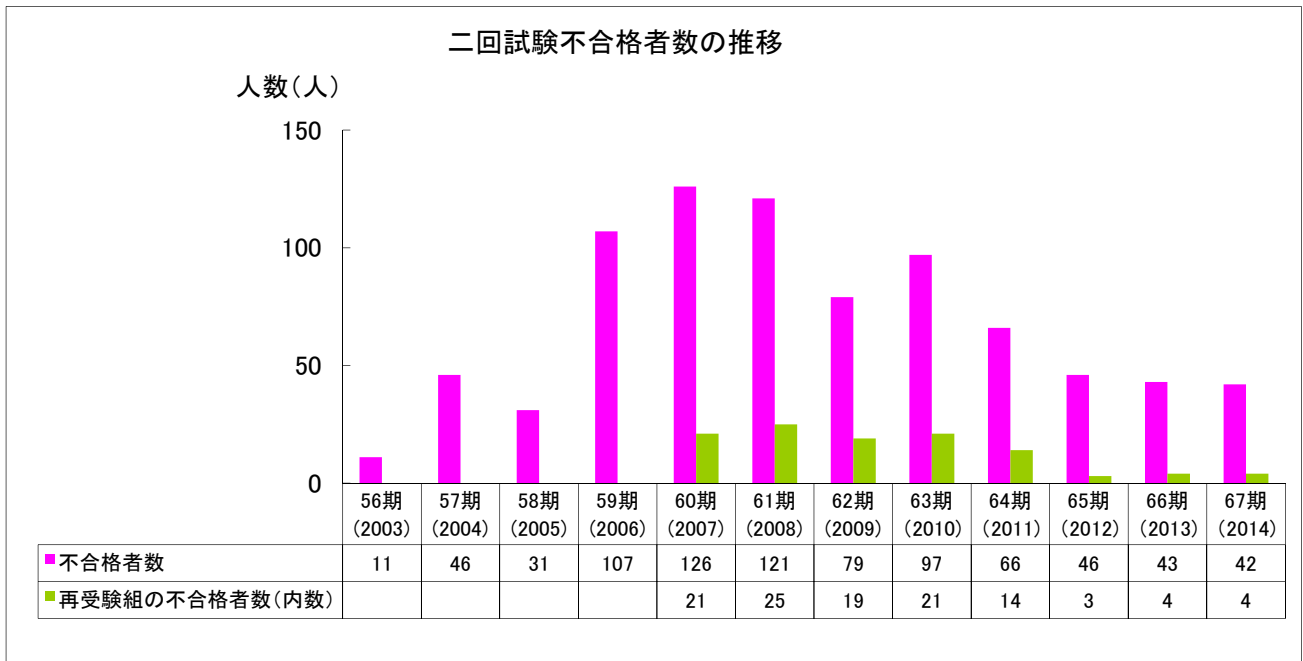
5 法曹養成制度の整備

司法制度改革においては、質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保するために、質の面では、法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習、そしてOJTを含む継続研修を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備することとされました。そのため、今後の法曹人口のあり方についても、法曹としての質を維持することに留意し、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら検討を行う必要があります。



6 二回試験不合格者の増加

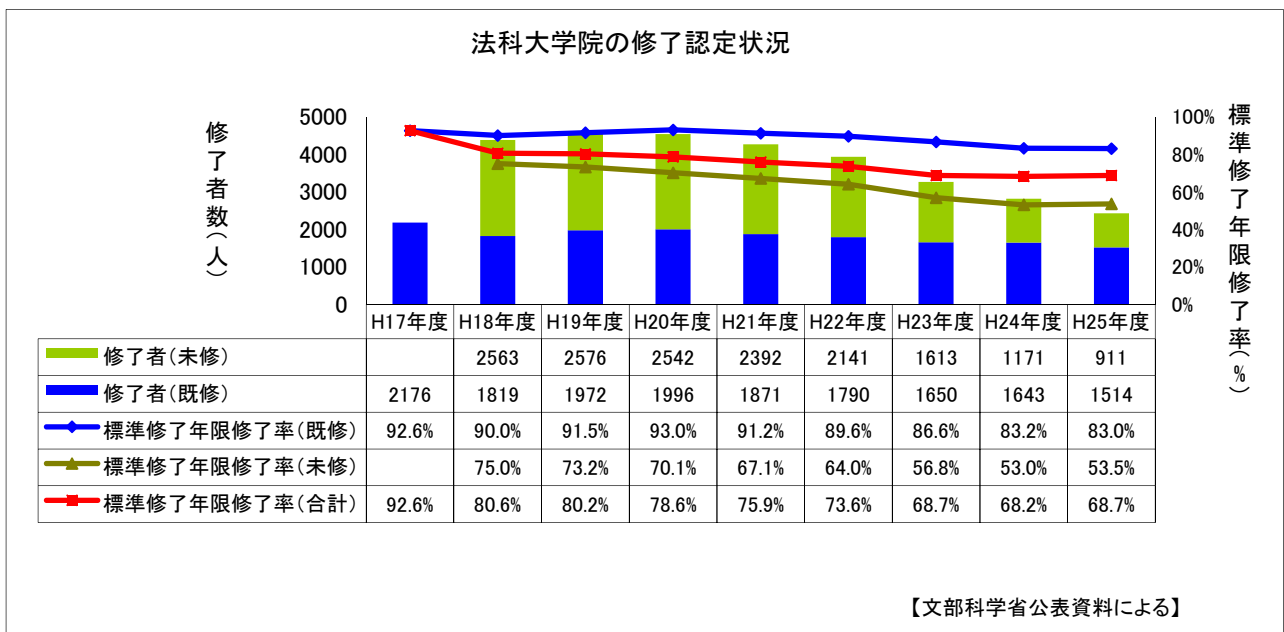
二回試験不合格者数の推移は、以下のとおりです。



7 法科大学院の修了認定状況

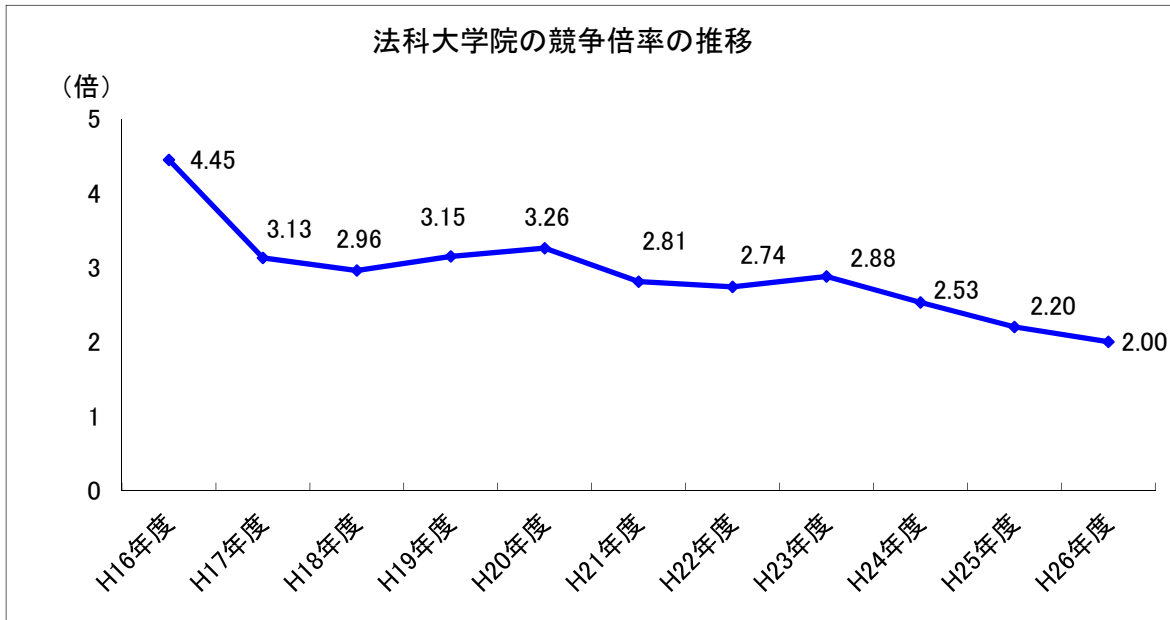
法科大学院の教育課程では厳格な成績評価及び修了認定を行うことが、新しい法曹養成制度の前提とされています。

未修者コース（3年）・既修者コース（2年）ともに、平成20年度以降、標準修了年限修了率（標準修了年限修了者の入学者に対する割合）は年々低下してきています。



8 法科大学院の競争倍率

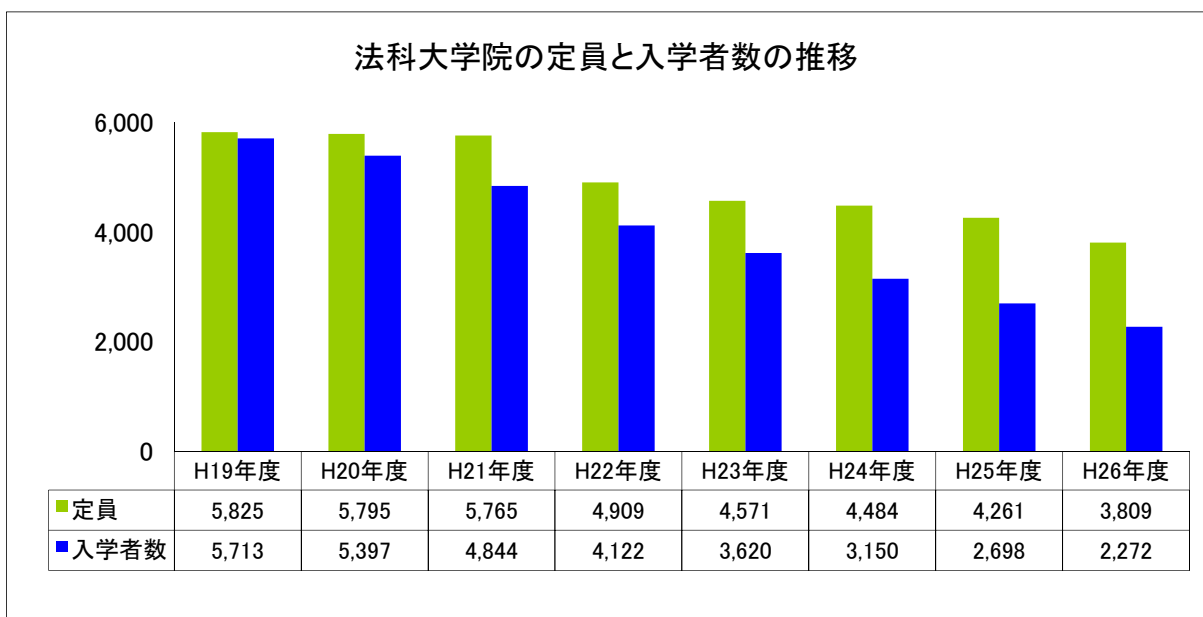
法科大学院の競争倍率（受験者数／合格者数）は、平成26年度では2.00倍です。法科大学院入学者選抜の段階における競争性は低下しつつあります。



【文部科学省公表資料による】

9 法科大学院の定員と入学者数

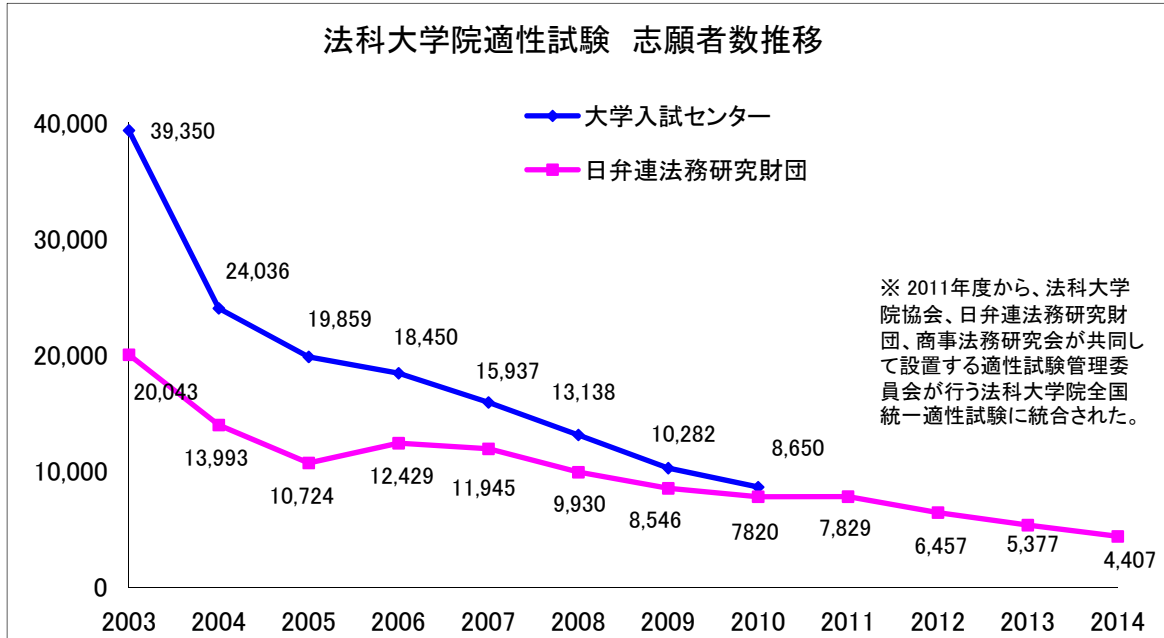
法科大学院教育の改善は、さまざまな問題点につき実態を把握しながら継続的に取り組むべき課題とされています。入学者選抜における競争性の確保という観点から、平成22年度より全ての法科大学院において入学定員を削減していますが、実入学者が定員を下回る状況が続いています。



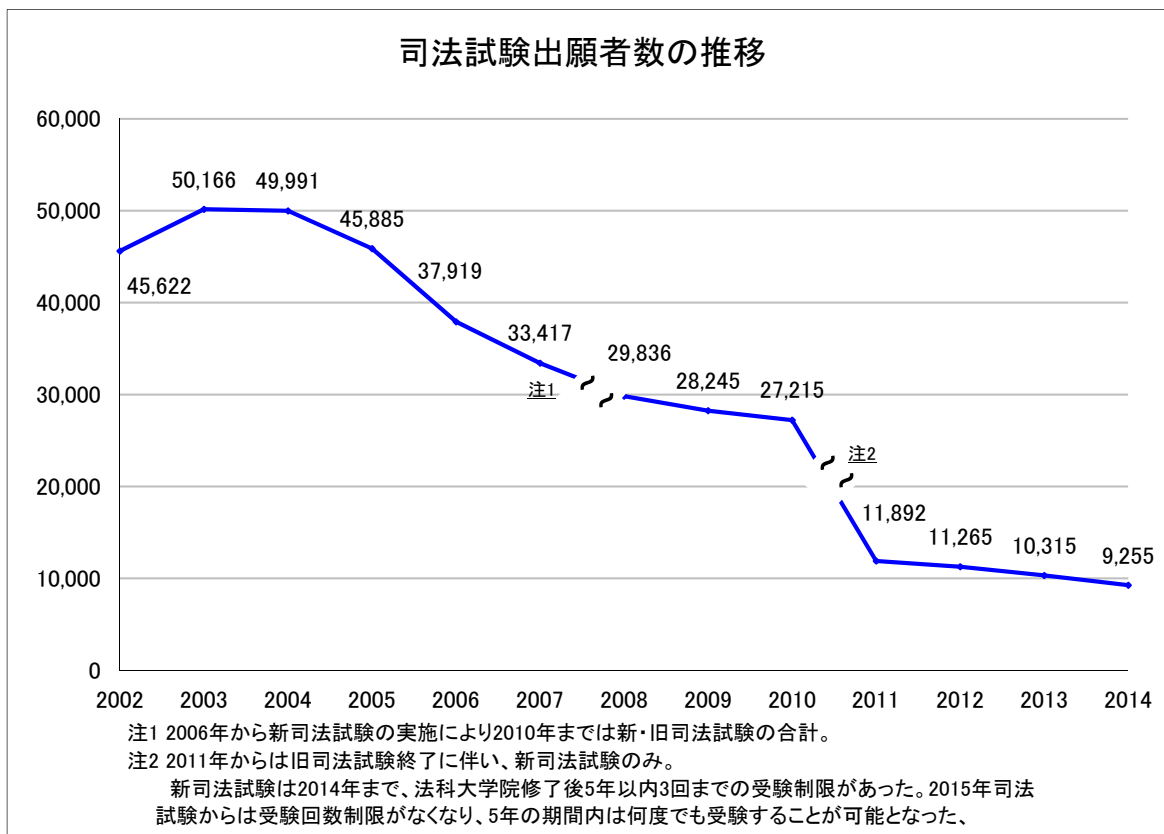
【文部科学省公表資料による】

10 法曹志望者の減少

法科大学院の適性試験の志願者数は、発足当初の約10分の1以下にまで落ち込みました。そして、司法試験出願者数も年々減少しています。法曹を目指す人が減り、有為の人材が他の分野に流れてしまえば、法曹の質の低下は避けられません。



【法務省公表資料及び日弁連法務研究財団公表資料による】



【法務省公表資料による】

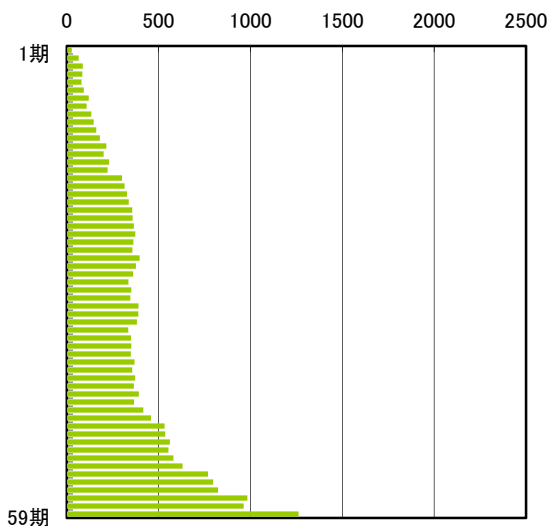
11 経験年数での弁護士人口構造の変化

新しい法曹養成制度で司法修習の期間が1年に短縮され、新人弁護士にとって、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の必要性は、従前にも増して高まっています。

トレーニングといっても、具体的事件処理において市民の権利保障を危うくすることがあってはなりません。先輩弁護士が事件処理に関与しつつ新人弁護士を指導するというOJTの機会が、新人弁護士が既存の法律事務所に就職することによって得られるのが最も一般的です。

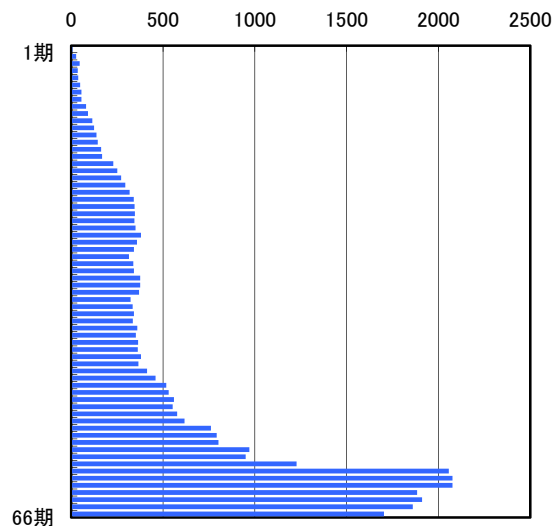
しかし、近年の弁護士人口の急増によって、就職希望者と受け入れ側との人口バランスが大きく変化し、新人弁護士の就職難が生じています。

修習期別弁護士数(2007年)



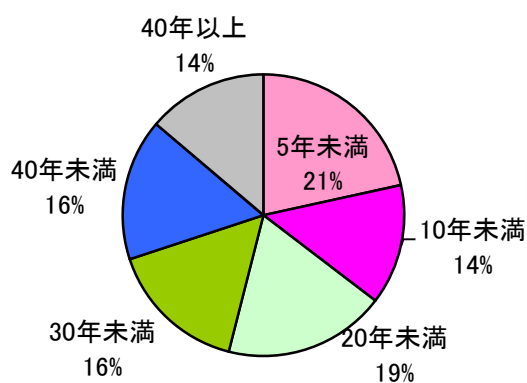
【弁護士白書2007による】

修習期別弁護士数(2014年)



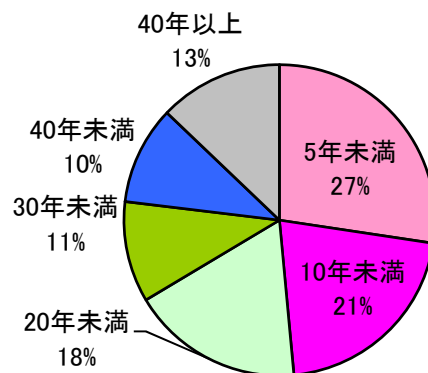
【弁護士白書2014による】

登録年数別弁護士人口構成比(2007年)



【弁護士白書2007による】

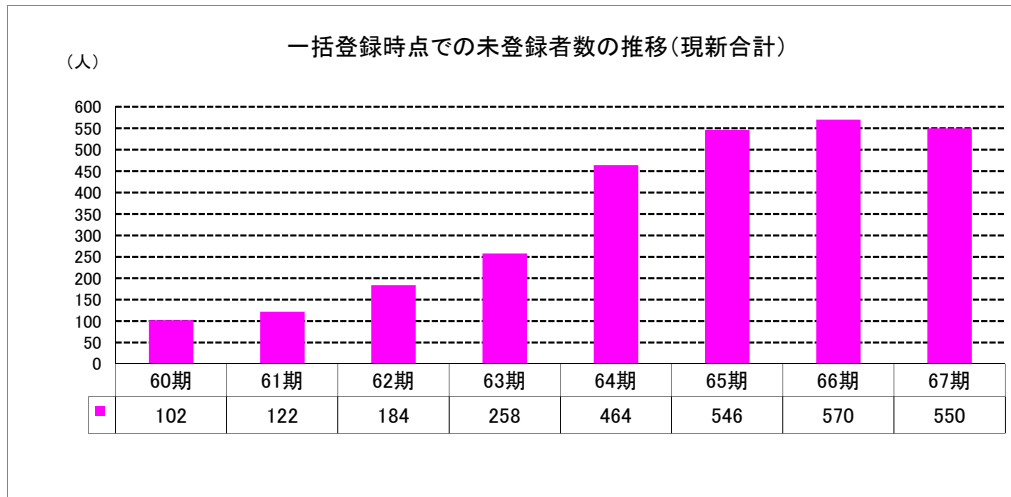
登録年数別弁護士人口構成比(2014年)



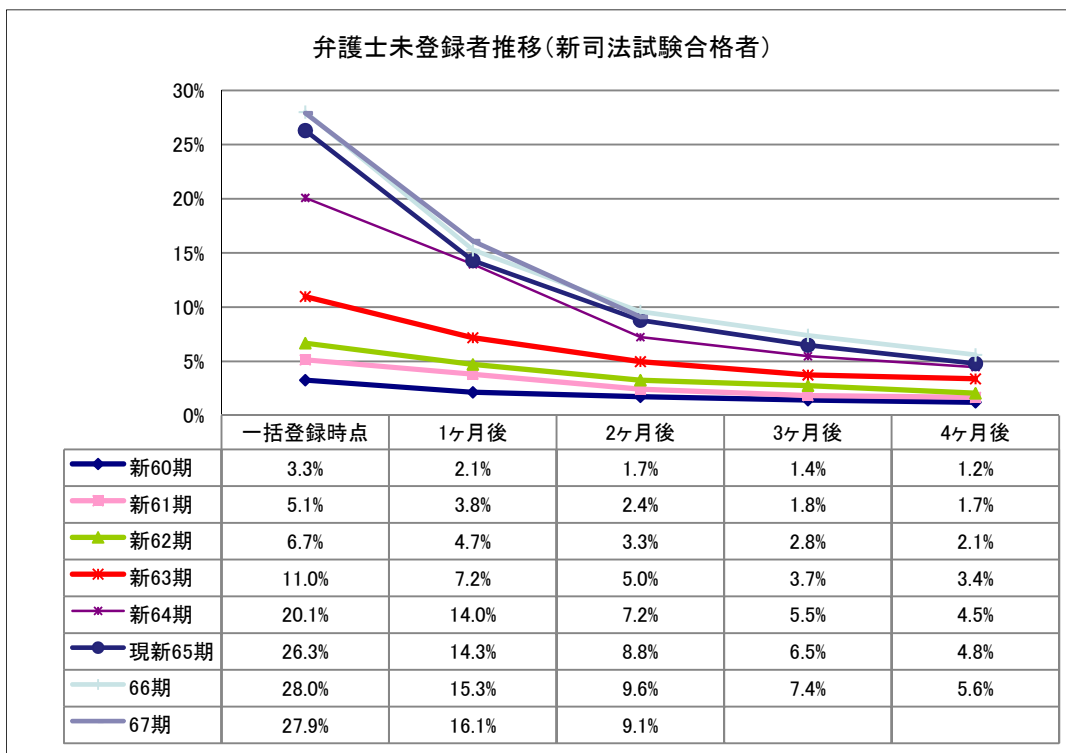
【弁護士白書2014による】

12 未登録者数の推移

司法修習終了後の一括登録時点で弁護士登録をしない未登録者が年々増加してきており、65期以降は550人前後となっています。この中には弁護士として法律事務所に就職できないという理由で未登録である人が相当多数含まれており、未登録者数の急増は、それだけ就職環境が悪化していることの現れだと捉えられます。



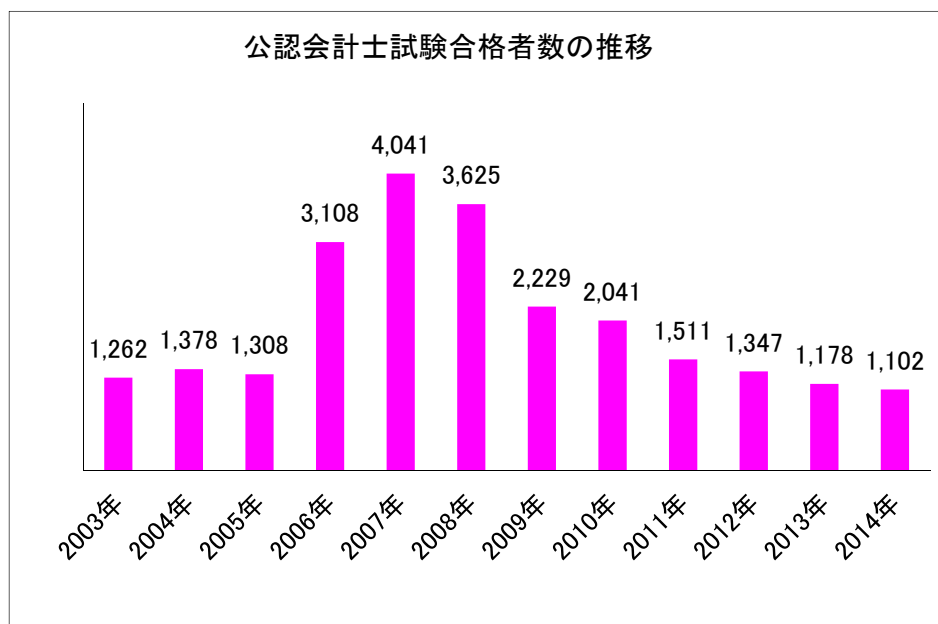
一括登録時点での未登録者もその後数ヶ月のうちに登録をしていきますが、前年の同一時期と比較して未登録者の割合が年々上昇していることは、就職難の深刻化を示しています。また、最終的に弁護士登録した人も、希望どおりの就職ができたとは限りません。事務所内独立採算弁護士(いわゆる軒弁)や、即時独立弁護士など、OJTを受ける機会の乏しい状態で就業している新人弁護士が増えていると推測されます。



13 参考－公認会計士試験の合格者数

公認会計士試験についても増員政策が取られていましたが、未就職者の急増という事態を受けて合格者数の抑制に方向転換がなされています。

業務補助期間などの法的位置づけは異なりますが、高度の専門職業人（プロフェッション）を養成するには現実的にOJTが可能な範囲の人員に絞らざるを得ないという視点は、司法試験合格者数を検討する上で参考になると考えられます。



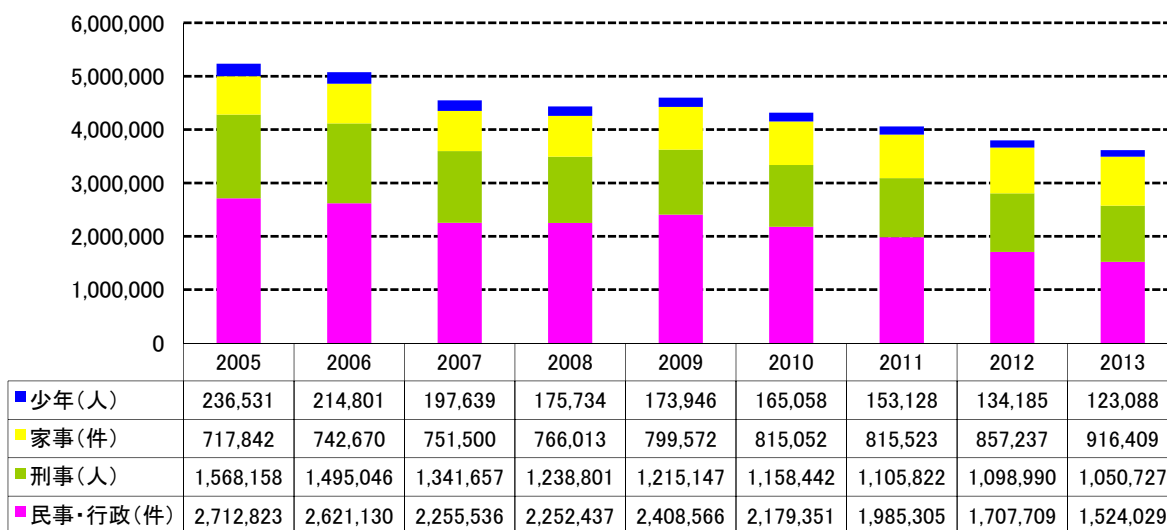
【「公認会計士制度に関する懇談会」配布資料による】

14 法廷実務に対する需要

法曹人口の増員計画は「我が国の法曹人口は我が国社会の法的需要に十分対応できていない状況にある」、「今後、法曹需要は量的に増大することが予想される」ことを前提としていましたが（「司法制度改革推進計画」より）、全裁判所の新受全事件数の推移は、以下のとおりです。

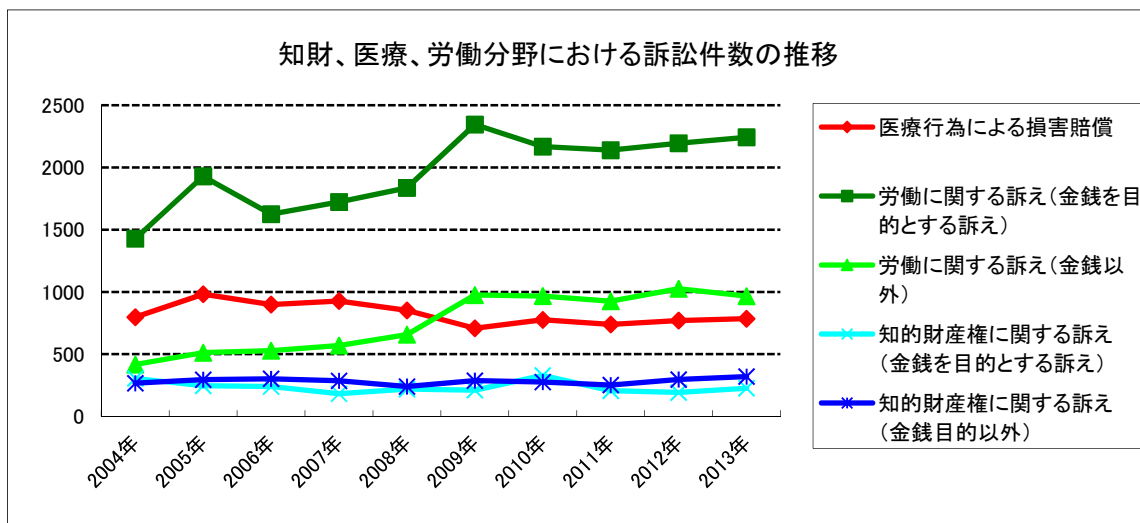
（なお民事・行政事件の事件数の減少には、破産事件における事件番号の振り方の変更など、現実の紛争の数的変化を反映していない要因も含まれています）

全裁判所の新受全事件数



【「裁判所データブック2014」による】

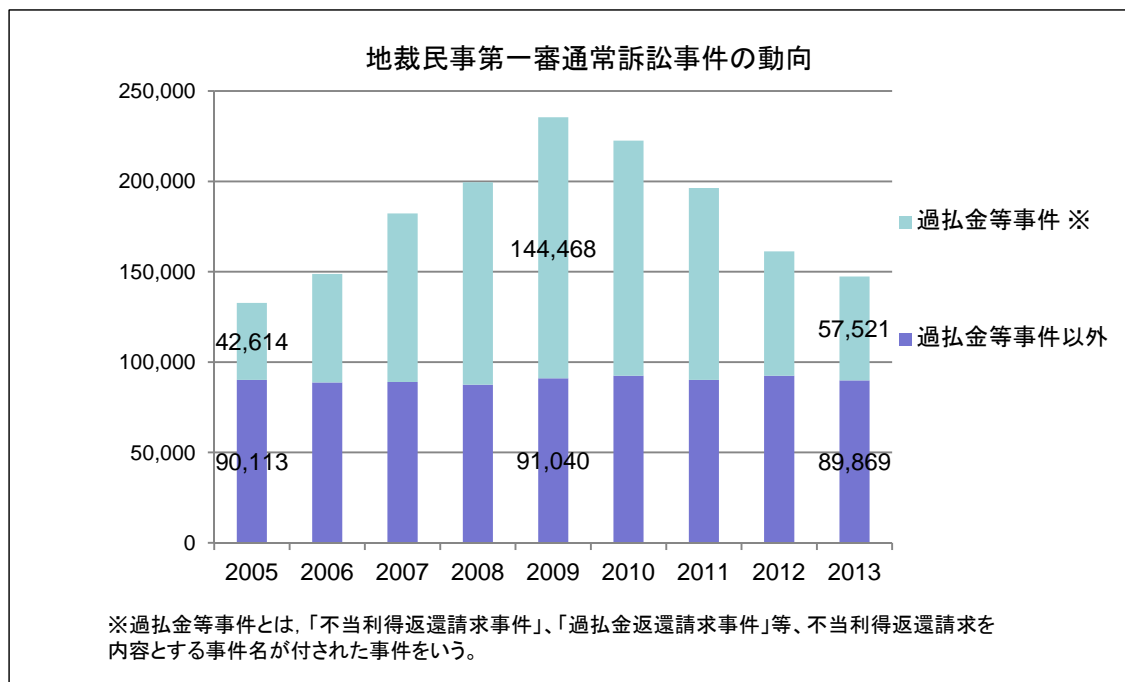
また、法曹需要の多様化・高度化が予想される要因として、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加が見込まれるとされていました。しかし、知財、医療、労働分野における訴訟件数の推移は、下記のとおりです。



【司法統計年報「第一審通常訴訟新受事件数－事件の種類別－全地方裁判所」による】

15 地裁民事第一審通常訴訟事件の動向

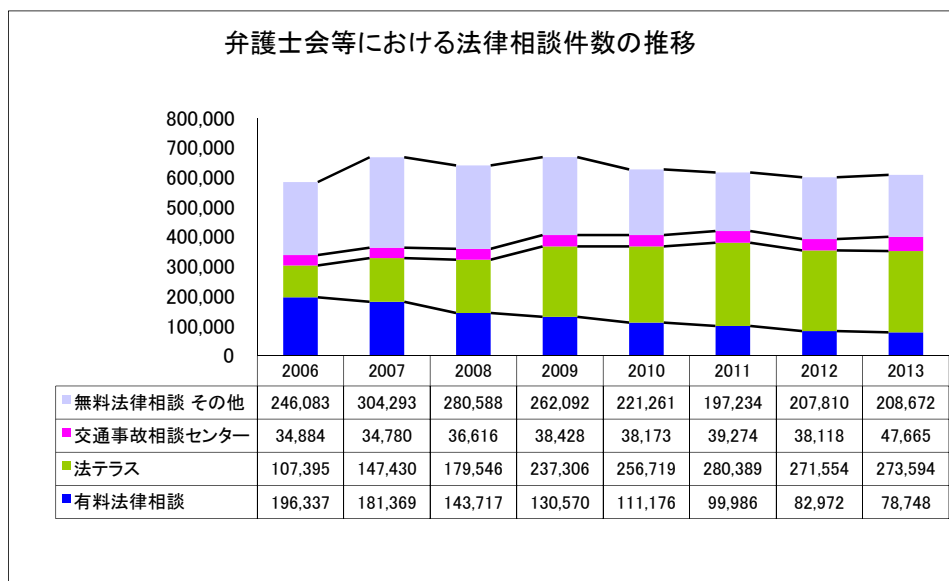
この10年間で弁護士人口が約1.7倍に増加しているにもかかわらず、過払金等事件以外の地裁民事第一審通常訴訟事件数はほぼ横ばいで、弁護士人口の増加ペースと均衡がとれていません。



【弁護士白書2014による】

16 法律相談件数

弁護士会法律相談センター・日本司法支援センター・自治体等で弁護士が担当した法律相談総件数に、大幅な増加は認められません。とりわけ有料法律相談は、一貫して減少し続けています。

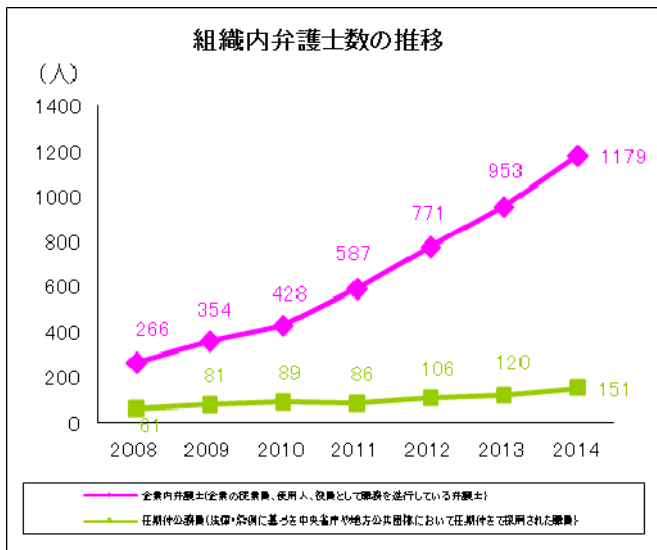


1. 法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。
2. 無料法律相談その他には、弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。
3. 法テラスの相談件数につき、2006年は財団法人法律扶助協会及び法テラスの実績を合算。

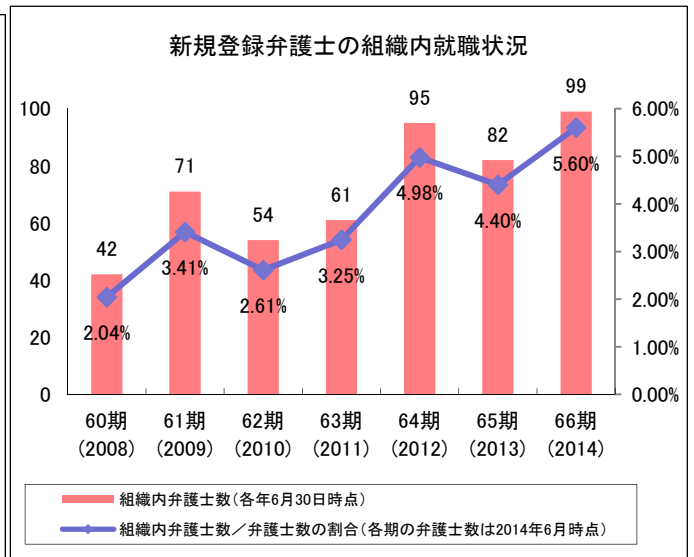
【弁護士白書2007～2014による】

17 組織内弁護士に対する需要

法曹人口増員計画は、組織内弁護士に対する需要の増大を見込んでいました。しかし、急激な弁護士人口増を吸収するほどの需要の伸びを見るには至っていません。



【弁護士白書2014による】



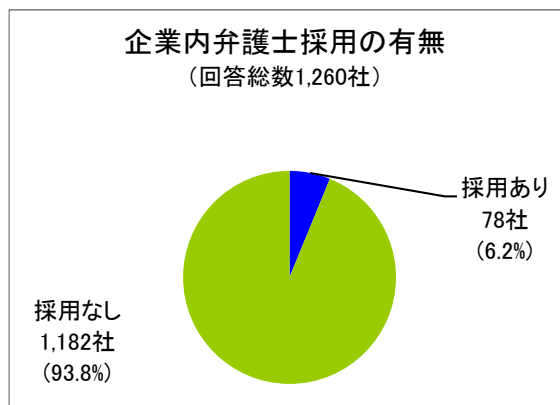
【組織内弁護士数は日本組織内弁護士協会資料による】

18 企業の組織内弁護士に対するニーズ

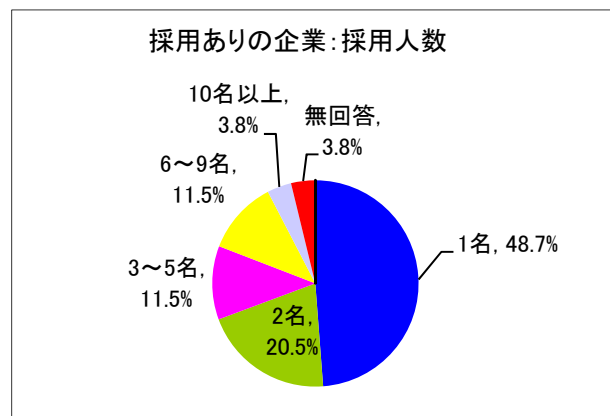
日弁連は2013年1～3月に、上場企業(3,583社)、外資系企業(1,860社)及び未上場企業(540社)に対して、「企業における弁護士の採用状況等に関するアンケート調査」を実施し、1,260社より回答を得ました。

1,260社のうち、「弁護士を採用している」と回答した企業は78社でした。

「採用あり」と回答した78社における組織内弁護士の現在数は、1社につき「1名」が半数近くを占め、「10名以上」の採用は3.8%(3社)にとどまっています。



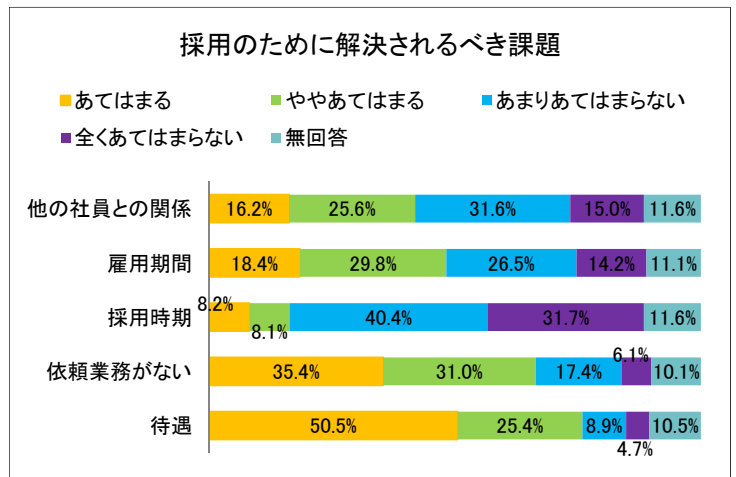
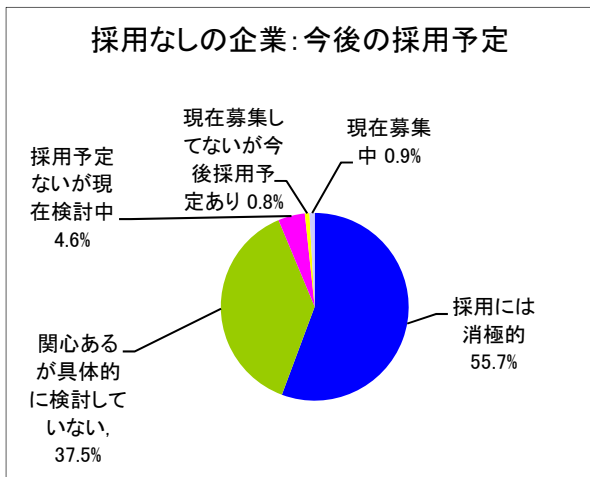
【弁護士白書2013による】



【日弁連調べ】

「現在採用なし」と回答した1,182社に対し、今後弁護士を採用する予定の有無を聞いたところ、そのうちの1,093社（約93%）が企業内弁護士の採用に消極的あるいは検討していないとの回答でした。

また、採用のために解決されるべき課題を質問したところ、待遇のほかに、「弁護士に依頼する業務がない」ことを課題として挙げる企業が多数を占めました。



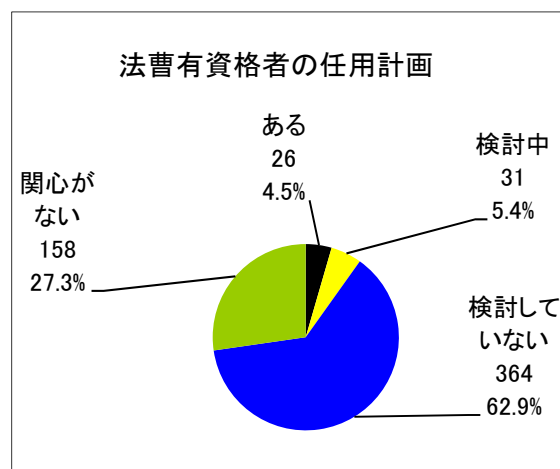
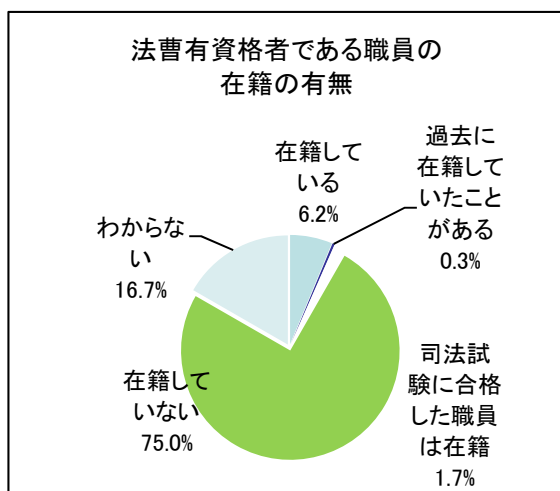
【弁護士白書2014による】

19 地方自治体の弁護士需要

全国の地方自治体を対象として2013年11月～2014年1月に実施したアンケート結果も同様です。

全国の地方自治体860（都道府県47、市・特別区813）のうち594自治体（都道府県37、市・特別区557）から回答を得ました。弁護士資格を有する職員が「いる」との回答は、37自治体（6.2%）にとどまりました。

また、今後の予定について聞いたところ、ほとんどの自治体が「採用の予定はない」と回答しています。



【弁護士白書2014による】

20 法曹人口と隣接士業の存在

司法制度改革において、法的需要増大の見通しを前提に「利用者の視点から」「当面の法的需要を充足させるための措置」として（司法制度改革審議会意見書より）、法曹以外の隣接士業に一定範囲で訴訟上の権限が付与されてきたことにも留意する必要があります。

弁理士	特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に対し、特許権等の侵害訴訟における訴訟代理権付与(2002年)
税理士	税務訴訟において補佐人として出廷し、陳述することが認められた(2001年)
司法書士	認定司法書士に対し、簡易裁判所における民事訴訟等について代理権付与(2002年)

弁護士	35,045
人口	127,298,000
対人口10万人比	28

弁護士数は2014年3月末現在
人口は2013年10月1日現在

【弁護士白書2014による】

①付記弁理士	2,971
②税理士	74,501
③認定司法書士	15,096
①～③合計	92,568
人口	127,298,000
対人口10万人比	73

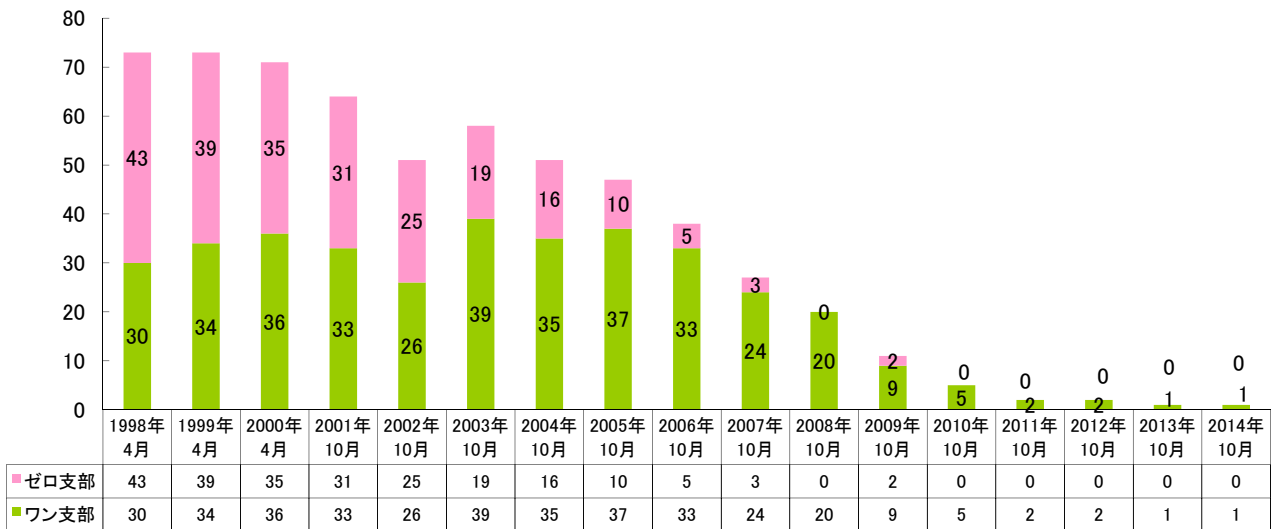
①～②は2014年3月末現在
③は2014年4月1日現在
人口は2013年10月1日現在

【弁護士白書2014による】

21 弁護士ゼロ・ワン地域の解消

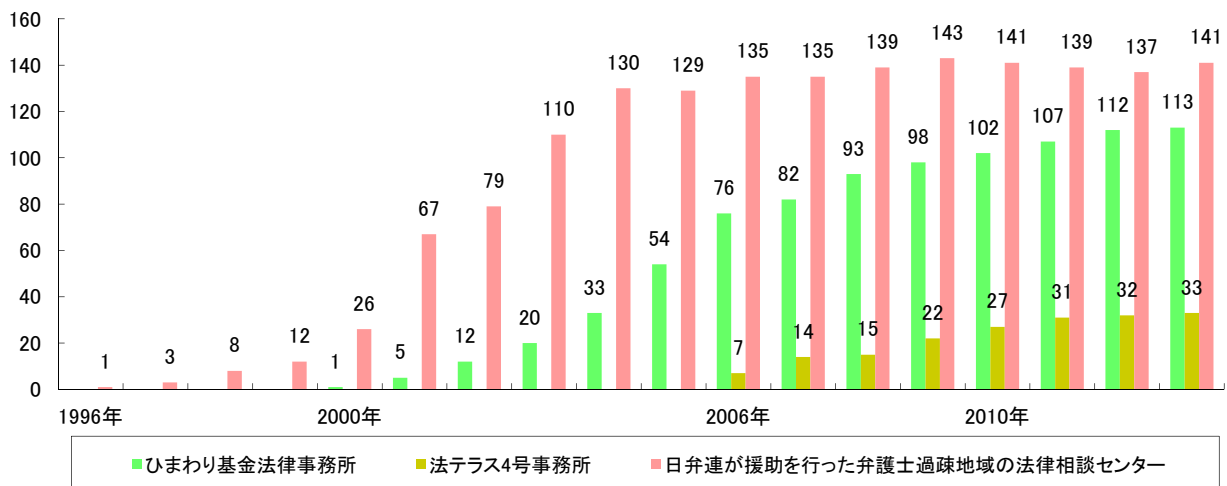
日弁連は、いわゆる「弁護士ゼロ・ワン地域」の解消を目指し、1996年から弁護士ゼロワン地域を中心に、法律相談センターを設置する活動を開始しました。1999年には日弁連ひまわり基金を創設し、2000年より全弁護士から特別会費を徴収してひまわり基金法律事務所（公設事務所）の設置、弁護士過疎地域の法律相談センターの援助等を行う取組を続けており、2015年3月時点で弁護士ゼロ地域は0カ所、弁護士ワン地域は1カ所となりました。そして、この1カ所も2015年7月以降に解消される見込みです。

支部数 弁護士ゼロ・ワン地裁支部数の変遷



【日弁連調べ】

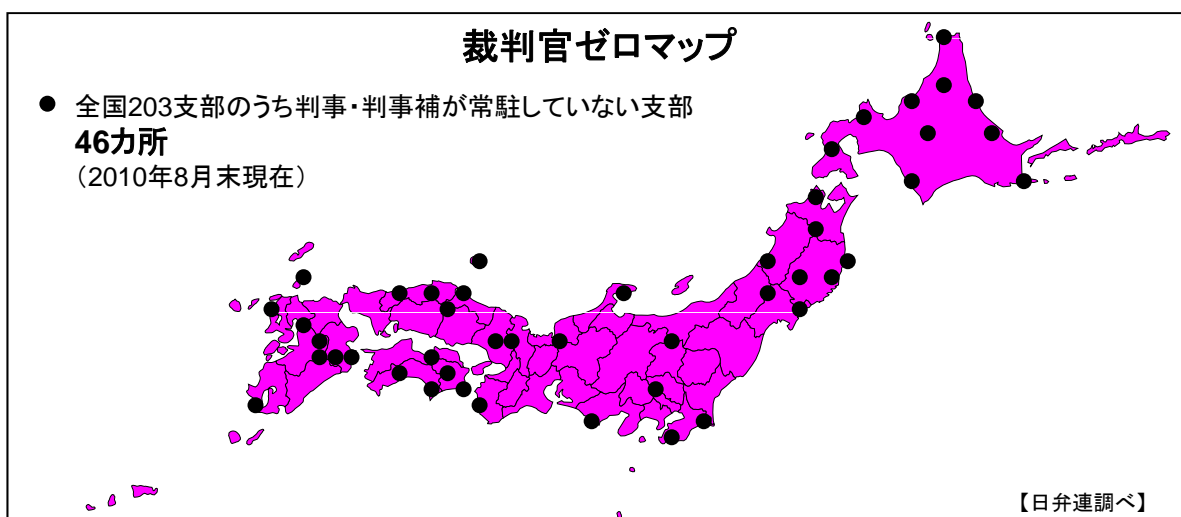
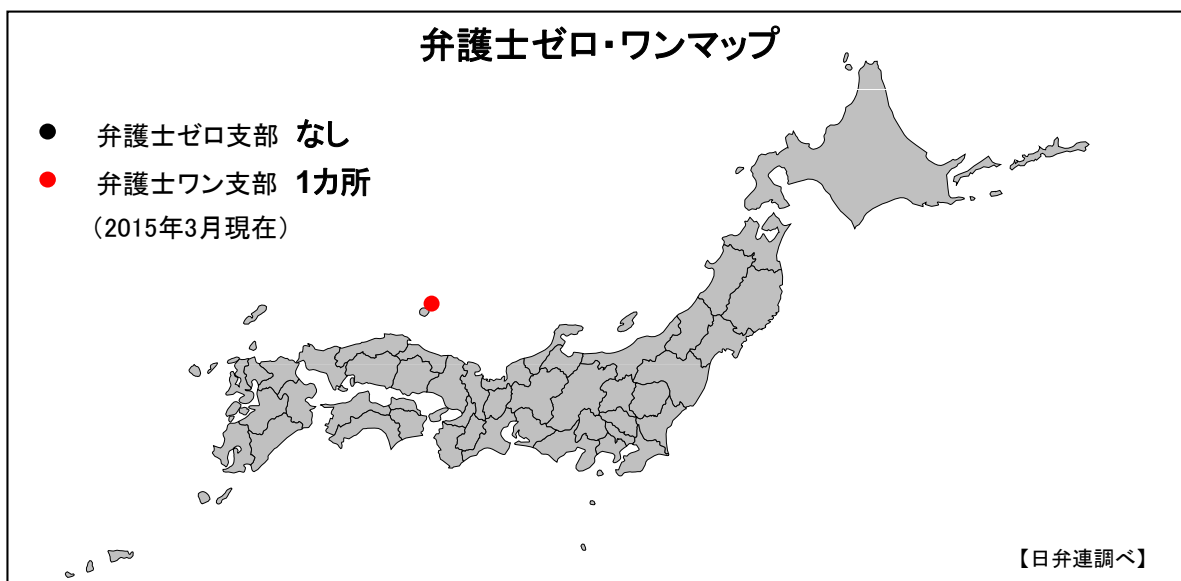
ひまわり基金法律事務所・法テラス4号事務所の設置数
日弁連から援助を行った弁護士過疎地域の法律相談センターの数



※法律相談センターについては前年度実績(3月末日時点)に基づく

【日弁連調べ】

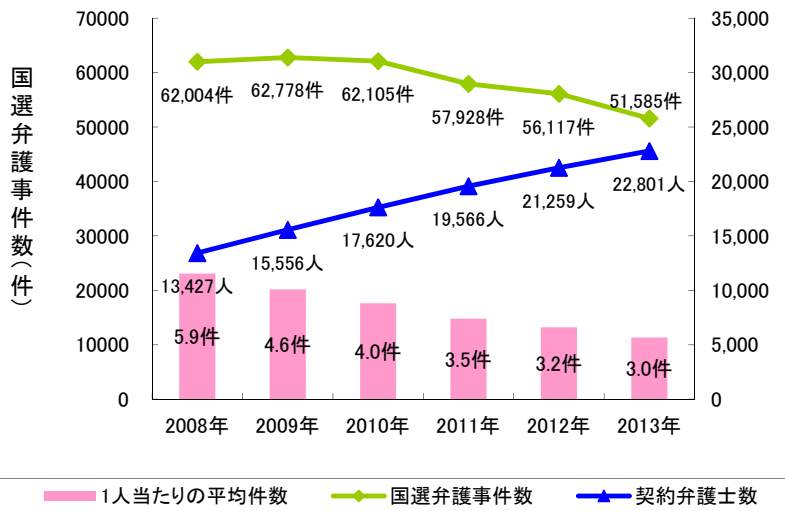
弁護士の人数だけを増やしても司法過疎は解消しません。「裁判官・検察官ゼロ地域」の解消、地家裁支部機能の充実などの司法基盤整備を図ることが必要です。



22 刑事弁護

国選弁護人の契約弁護士数は2013年に2万2000人を超えており、45年前の1.7倍になっています。2009年から被疑者国選弁護の対象が拡大されましたが、2013年の国選弁護人1人当たりの平均事件数は3.0件であり、急激な弁護士増員は必要ないと考えられます。

国選弁護人契約弁護士数と国選弁護事件数



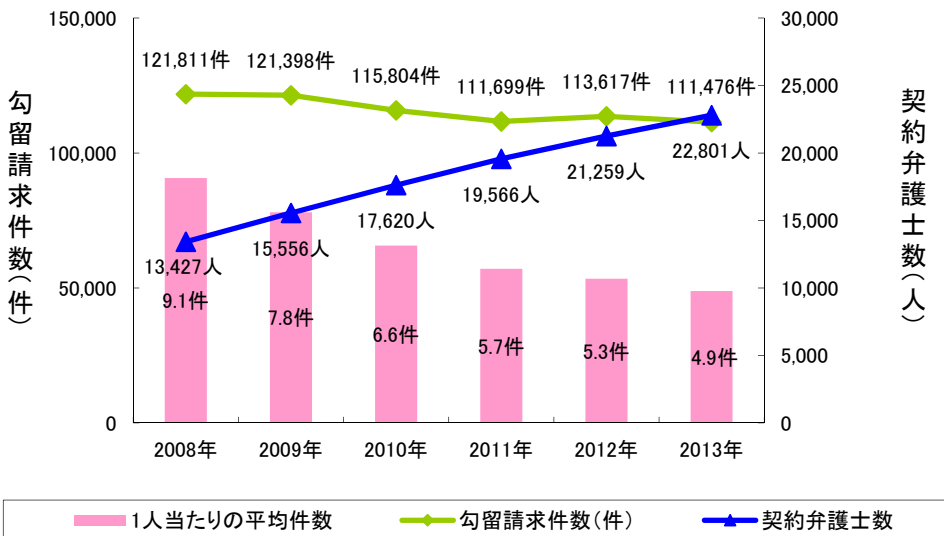
※国選弁護事件数は、司法統計年報の「通常第一審事件の終局人員のうち国選弁護人のついた被告人の数」。

※国選弁護人契約弁護士数は、各年4月1日現在(日本司法支援センター調べ)、(ただし2013年は12月末時点)

※1人当たりの平均事件数は、国選弁護事件数を国選弁護人契約弁護士数で除した数。

被疑者国選弁護制度の勾留全件への拡大が実現予定ですが、勾留件数は減少傾向にあり、すべての勾留請求事件に対する国選弁護人契約弁護士1人当たりの平均件数は、私選弁護がないと仮定しても5件以下と予想されます。現在の弁護士数で十分な対応が可能です。

国選弁護人契約弁護士数と勾留請求件数



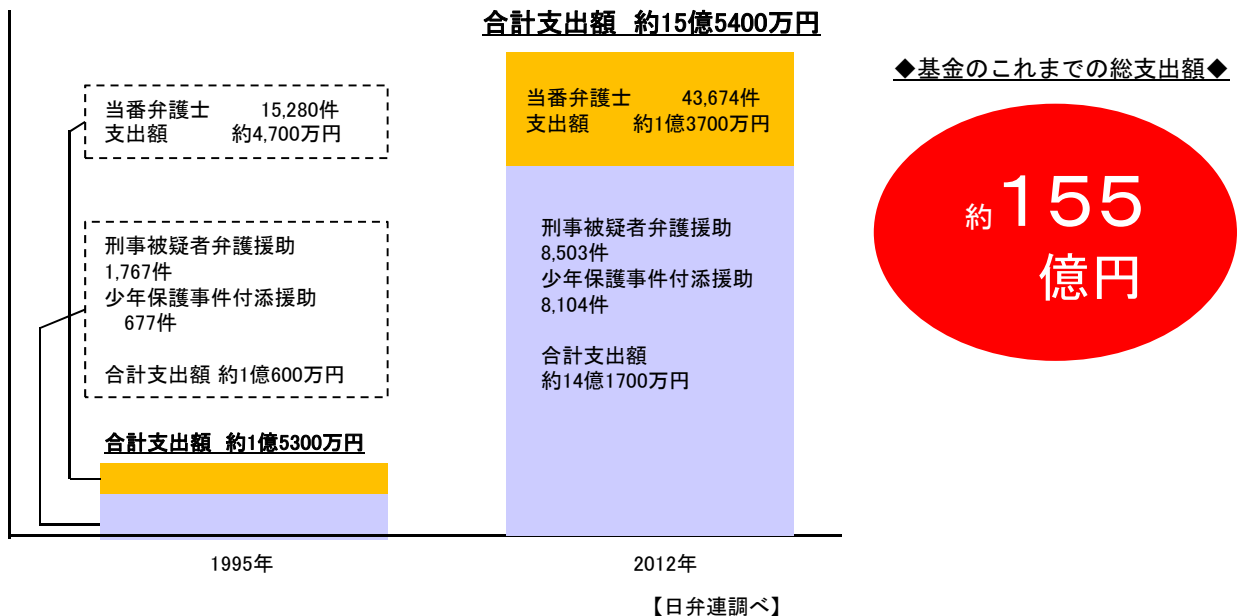
※勾留請求件数については、検察統計年報数値による。

※国選弁護人契約弁護士数は、各年4月1日現在(日本司法支援センター調べ)、(ただし2013年は12月末時点)

※1人当たりの平均事件数は、国選弁護事件数を国選弁護人契約弁護士数で除した数。

23 当番弁護士・刑事被疑者弁護援助・少年保護事件付添援助

日弁連は被疑者国選弁護制度の開始前から、そして現在も国選弁護制度の対象にならない被疑者や少年のために、当番弁護士制度（逮捕された被疑者や親族の要請により弁護士会が弁護士を派遣。原則無料で利用できる）、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい被疑者へ弁護士費用を援助）、少年保護事件付添援助（家裁送致された少年へ弁護士費用を援助）など、独自の取組を行っています。そして、日弁連は、すべての弁護士から特別会費を徴収し、基金を創設して、これらの制度を運営しています。充実した弁護活動を提供できる態勢を構築するには、単に弁護士の数が増えれば良いのではなく、弁護活動の質の確保や、資力の乏しい被疑者・少年を援助するための財政的な基盤が必要です。

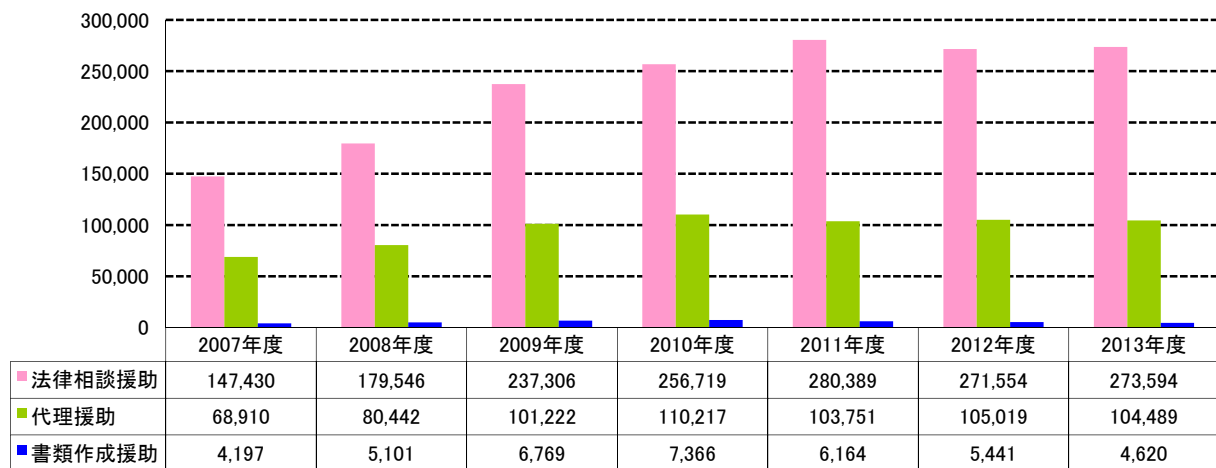


24 民事法律扶助

単に弁護士の数だけが増えても、資力の乏しい人からのアクセス改善としては不十分です。権利保護の必要性を法的需要として現実化させるうえで、法律扶助制度の果たす役割は重要です。

民事法律扶助における援助実績は、以下のとおりです。

民事法律扶助援助実績件数の推移

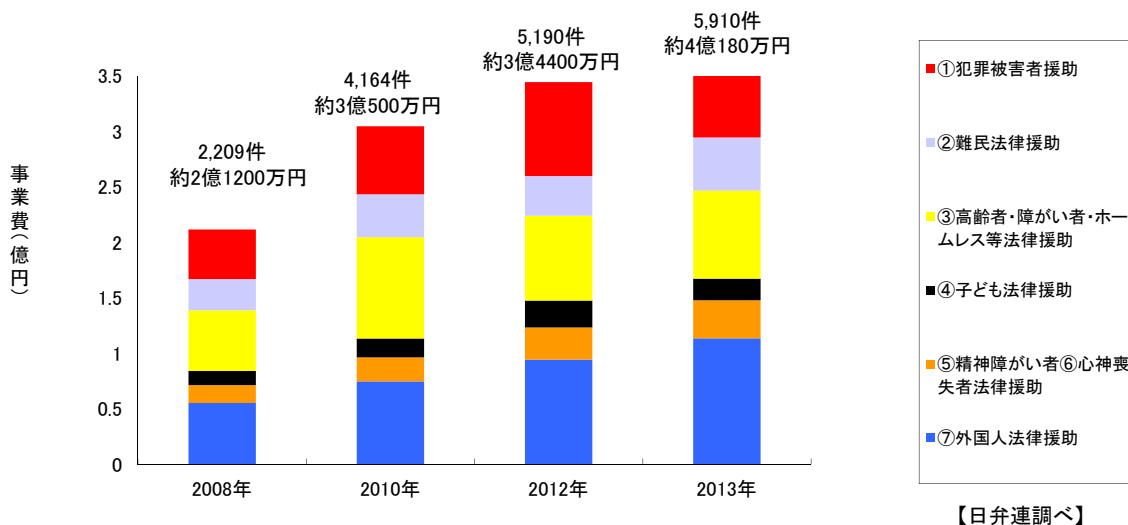


【弁護士白書2014による】

法テラスによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない事業について、日弁連は、事業費を支出して法テラスに業務を委託して弁護士費用等を援助する「日弁連委託援助事業」を実施し、全国的な対応態勢を整備しつつ、実績件数を着実に伸ばしています。

本来公益性の高いこれらの事業は法律扶助の対象にすべきであり、法律扶助の拡充が必要です。

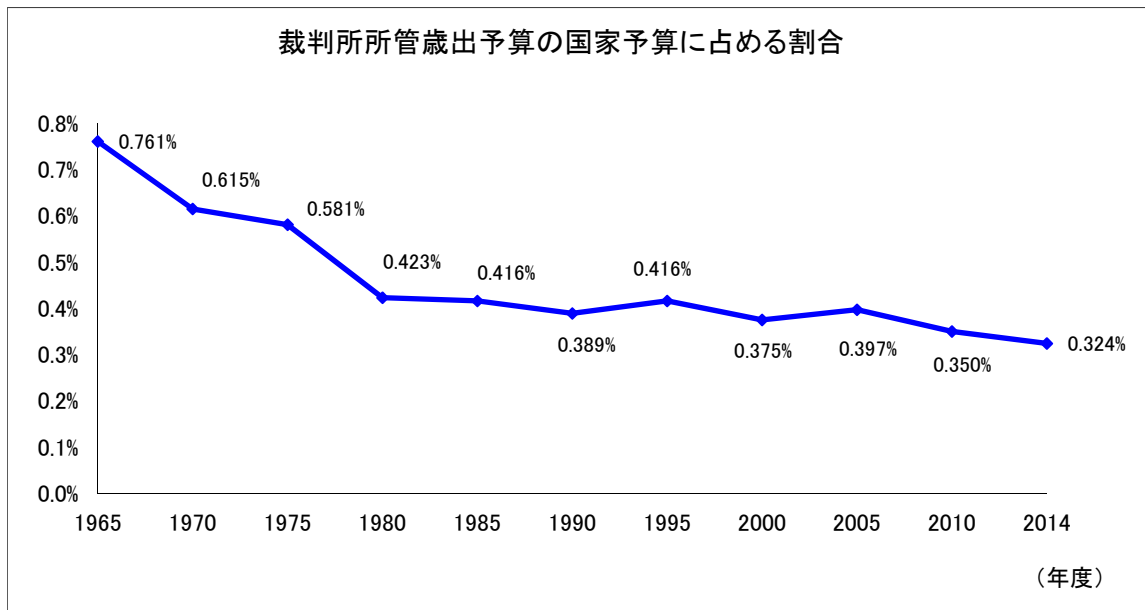
日弁連委託援助事業(その他の法律援助事業)の事業費と実績件数



25 司法予算の拡大を

国家予算全体に占める裁判所関連の予算はもともと1%以下という低い水準にとどまっていたましたが、近時はさらに減少傾向が進んで、0.4%を下回る水準で推移しています。

刑事・少年、民事のいずれの分野でも法律扶助の抜本的拡充が必要であり、裁判官の大幅増員や裁判所支部の充実などの司法基盤整備を進めるには、司法予算を現状よりも大幅に拡大することが不可欠です。



【弁護士白書2014による】

26 増員のさらなるペースダウン

仮に1年間の司法試験合格者数を現状より減らしても、以下のシミュレーションで示すとおり、法曹人口は増大します。司法試験合格者数の問題は、法曹人口の増員か減員かの問題ではなく、増員の仕方の問題です。

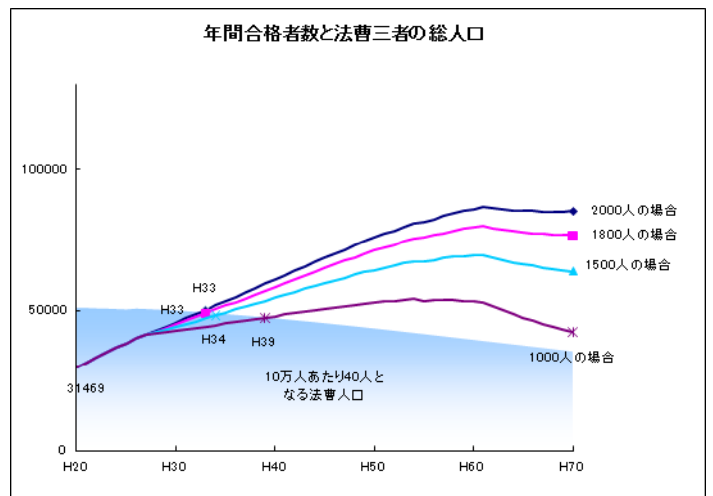
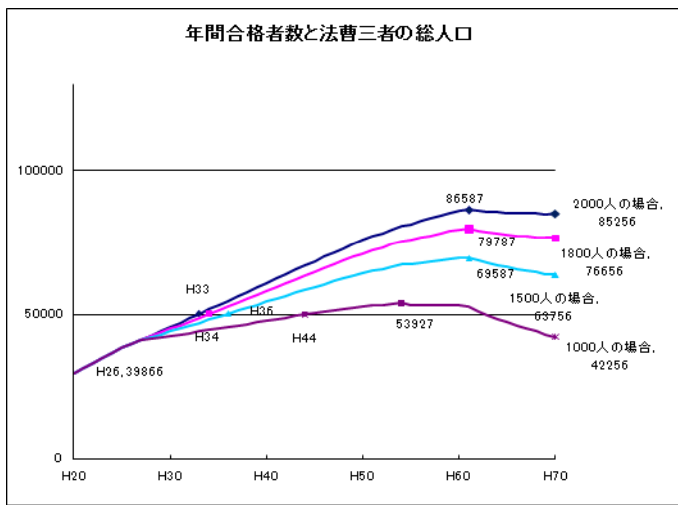
年	司法試験合格者数 2000人の場合		司法試験合格者数 1800人の場合		司法試験合格者数 1500人の場合		司法試験合格者数 1000人の場合		43年前 新規法曹 資格者	人口推計	10万人当 たり40人 となる法曹 人口
	新規法曹 資格者 (前年の 司法試験 合格者)	法曹三者 の総人口	新規法曹 資格者 (前年の 司法試験 合格者)	法曹三者 の総人口	新規法曹 資格者 (前年の 司法試験 合格者)	法曹三者 の総人口	新規法曹 資格者 (前年の 司法試験 合格者)	法曹三者 の総人口			
H26	1973	39866	1973	39866	1973	39866	1973	39866	525	126,948,756	50780
H27	1810	41181	1810	41181	1810	41181	1810	41181	655	126,597,295	50639
H28	2000	42688	1800	42488	1500	42188	1000	41688	522	126,193,359	50477
H29	2000	44182	1800	43782	1500	43182	1000	42182	496	125,738,713	50295
H30	2000	45639	1800	45039	1500	44139	1000	42639	538	125,236,032	50094
H31	2000	47102	1800	46302	1500	45102	1000	43102	490	124,688,573	49875
H32	2000	48618	1800	47618	1500	46118	1000	43618	488	124,099,925	49640
H33	2000	50155	1800	48955	1500	47155	1000	44155	427	123,473,696	49389
H34	2000	51690	1800	50290	1500	48190	1000	44690	449	122,813,334	49125
H35	2000	53236	1800	51636	1500	49236	1000	45236	419	122,122,127	48849
H36	2000	54752	1800	52952	1500	50252	1000	45752	492	121,403,091	48561
H37	2000	56253	1800	54253	1500	51253	1000	46253	480	120,658,815	48264
H38	2000	57770	1800	55570	1500	52270	1000	46770	452	119,891,392	47957
H39	2000	59334	1800	56934	1500	53334	1000	47334	419	119,102,424	47641
H40	2000	60887	1800	58287	1500	54387	1000	47887	427	118,293,145	47317
H41	2000	62437	1800	59637	1500	55437	1000	48437	448	117,464,576	46986
H42	2000	63989	1800	60989	1500	56489	1000	48989	445	116,617,657	46647
H43	2000	65507	1800	62307	1500	57507	1000	49507	481	115,752,396	46301
H44	2000	67037	1800	63637	1500	58537	1000	50037	486	114,869,575	45948
H45	2000	68548	1800	64948	1500	59548	1000	50548	501	113,969,933	45588
H46	2000	70042	1800	66242	1500	60542	1000	51042	465	113,054,336	45222
H47	2000	71534	1800	67534	1500	61534	1000	51534	493	112,123,574	44849
H48	2000	73028	1800	68828	1500	62528	1000	52028	461	111,178,553	44471
H49	2000	74434	1800	70034	1500	63434	1000	52434	506	110,220,212	44088
H50	2000	75801	1800	71201	1500	64301	1000	52801	577	109,249,577	43700
H51	2000	77102	1800	72302	1500	65102	1000	53102	653	108,267,736	43307
H52	2000	78382	1800	73382	1500	65882	1000	53382	652	107,275,850	42910
H53	2000	79656	1800	74456	1500	66656	1000	53656	668	106,275,150	42510
H54	2000	80927	1800	75527	1500	67427	1000	53927	660	105,266,922	42107
H55	2000	81397	1800	75797	1500	67397	1000	53397	1350	104,252,508	41701
H56	2000	82422	1800	76622	1500	67922	1000	53422	887	103,233,254	41293
H57	2000	83434	1800	77434	1500	68434	1000	53434	937	102,210,440	40884
H58	2000	84429	1800	78229	1500	68929	1000	53429	993	101,185,198	40474
H59	2000	85251	1800	78851	1500	69251	1000	53251	1243	100,158,474	40063
H60	2000	86064	1800	79464	1500	69564	1000	53064	1131	99,131,017	39652
H61	2000	86587	1800	79787	1500	69587	1000	52587	1451	98,103,358	39241
H62	2000	86211	1800	79211	1500	68711	1000	51211	2285	97,075,779	38830
H63	2000	85871	1800	78671	1500	67871	1000	49871	2273	96,048,318	38419
H64	2000	85525	1800	78125	1500	67025	1000	48525	2262	95,020,804	38008
H65	2000	85381	1800	77781	1500	66381	1000	47381	2101	93,992,865	37597
H66	2000	85229	1800	77429	1500	65729	1000	46229	2071	92,963,966	37186
H67	2000	85149	1800	77149	1500	65149	1000	45149	2055	91,933,469	36773
H68	2000	85115	1800	76915	1500	64615	1000	44115	1987	90,900,716	36360
H69	2000	85066	1800	76666	1500	64066	1000	43066	1947	89,865,000	35946
H70	2000	85256	1800	76656	1500	63756	1000	42256	1900	88,826,000	35530
	人口10万 人当たり	96	人口10万 人当たり	86	人口10万 人当たり	72	人口10万 人当たり	48		人口10万人当 たり	40

1. 法曹三者の総人口＝前年の法曹三者の総人口＋新規法曹資格者－43年前修習終了者として算出。但し平成26年の「法曹三者の総人口」は、同年の裁判官数(簡裁判事を除く)と検察官数(副検事を除く)に平成26年4月1日現在の弁護士数(正会員数)を足したものの、法曹資格取得者は43年後に法曹でなくなる(死亡、引退)と仮定した。この43という数字は、弁護士センサス2008(弁護士基礎データ調査)によると、弁護士の労働時間が40時間(1日8時間×平日5日間)未満の弁護士が71歳以上で過半数を超える(57.6%)ことから弁護士としての現役を70歳と設定し、また、1958年度から2008(平成20)年度の間に修習終了直後に弁護士登録をした者の登録時の年齢の中央値が27歳であったことから、現役期間を27歳から70歳までの43年間とした。
2. 43年前修習終了者は、平成35年までは『司法修習生便覧2006』、平成36年以降は『裁判所データブック2010』によるもの。但し平成69年、平成70年は推計値である。
3. 平成26年の「新規法曹資格者」は実数である。平成27年以降の「新規法曹資格者」については、前年の司法試験合格者数、司法修習終了時の試験の結果等による推計値である。
4. 国民人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」(平成24年1月推計)によるもの。

シミュレーションをグラフ化すると、以下のとおりです。

【左図】平成27年以降の年間合格者数を、

- ・ 2,000人とした場合、法曹三者の総人口は平成33年に5万人に達し、平成70年以降に8万5256人で均衡する。
- ・ 1,800人とした場合、平成34年に5万人に達し、平成61年に7万9787人に達し、平成70年以降7万6656人で均衡する。
- ・ 1,500人とした場合、平成36年に5万人に達し、平成61年に最大値6万9587人に達した後、平成70年以降6万3756人で均衡する。
- ・ 1,000人とした場合、平成54年に最大値5万3927人に達し、平成70年以後4万2256人で均衡する。



【右図】現在の総人口（1億2694万人）のもとで法曹人口5万人とした場合の対人口比率は、10万人当たり39人である。日本の総人口は減少すると予測される場所、10万人当たり40人の水準に到達するのは、

- ・ 2,000人の場合は平成33年で、最終的に人口10万人当たり96人で均衡する。
- ・ 1,800人の場合は平成33年で、最終的に人口10万人当たり86人で均衡する。
- ・ 1,500人の場合は平成34年で、最終的に人口10万人当たり72人で均衡する。
- ・ 1,000人の場合は平成39年で、最終的に人口10万人当たり48人で均衡する。